

## 標準営業約款（Sマーク） に登録しましょう！！



“Sマーク”は消費者の皆様にご利用いただく際の安全・安心のマークです。  
あなたのお店も、お客様に安心と信頼をあたえる“Sマーク”に登録しませんか。

生活衛生同業組合の組合員で“Sマーク”に登録している営業者の方を対象に、  
通常の運転資金よりも有利な利率でご利用いただける貸付制度があります。

### ◆制度のご案内◆

（利率は平成26年10月1日現在です）

	運 転 資 金
ご利用いただける方	生活衛生同業組合の組合員で、標準営業約款に登録している営業者の方
ご 融 資 額	5,700万円以内
ご 返 済 期 間	5年以内（特に必要な場合7年以内）
据 置 期 間	6ヵ月以内（特に必要な場合1年以内）
利 率	事業計画書「あり」・・・基準利率－0.55% 事業計画書「なし」・・・基準利率－0.40%

※「振興促進支援融資制度に係る事業計画書」を策定し生活衛生同業組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた場合は、利率が0.15%引き下げとなります（振興事業促進支援融資制度）。

※基準利率は保全状況によって変動いたします。

※利率は金融情勢によって変動いたします。

### ☆お願い

組合に加入されていない方は、**組合加入並びに標準営業約款登録**をご検討ください。

★くわしくは、お気軽に窓口までお問い合わせください。

[ご相談の窓口]

・各生活衛生同業組合

[ ・理容 (078)577-1881 ・クリーニング (078)322-2121 ・美容業 (078)575-5885  
・麺類食堂業 (078)577-1987 ・飲食業 (078)391-4210 ]

・(公財)兵庫県生活衛生営業指導センター T e l (078)361-8097